

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第47号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成28年10月24日、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が国（農水省）の農協改良区の検査研修に出席した復命書及び研修内容の分かる資料等（H25年度～現在まで）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年12月22日、本件請求に係る公文書のうち平成25年度及び平成26年度の公文書については、「文書保存期限を過ぎており、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分を行い、平成27年度及び平成28年度の公文書については別紙1のとおり公文書を特定し、別紙2のとおり条例第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年1月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年11月8日、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

少なくとも研修資料は全て公開すべきである。これら隠す行為により、県は都合の良い利害関係者に隠蔽回答した実害があり、正に「枉法行為^{おう}」そのものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。なお、実施機関の弁明書における説明は別表に基づきなされているものである。

1 弁明書における説明について

(1) 審査請求人が公開を求めている公文書について

審査請求人が公開を求めている公文書とは、平成27年度、平成28年度に農林水産省が農林水産省及び各都道府県において検査業務に従事している職員(以下「検査員」という。)を対象として開催した研修に、実施機関の職員が出席した後に復命書として作成した、公文書1から公文書13である。

なお、公文書1から公文書13は、各々実施機関の職員が作成した「報告書・復命書」と「研修において取得した資料」から構成されている。

(2) 研修の趣旨

当該研修は、検査員の計画的な育成及びその資質、検査技法の向上を図るため、受講対象を検査員に限定し、検査業務の遂行のため専門的知識及び検査技法を教授し、もって農業協同組合法第94条第4項及び土地改良法第132条第1項の規定に基づく的確な検査実施を通じて、農業協同組合及び土地改良区の健全な運営の確保を図ることを目的として実施されたものである。

(3) 研修において取得した資料

当該研修が検査員の検査技法の向上を図り、的確な検査業務の遂行のために実施されていることから、各研修の開講冒頭に、主催者である農林水産省から、「当該資料は研修者限りであって、検査員以外の者に対して、公にすることがないよう」口頭で指示があったものである。

また、当該資料の内容は、農林水産省及び都道府県が行う農業協同組合及び土地改良区の検査実施に係るものであり、公にすることにより、検査における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法性若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報である。

仮に実施機関が、当該情報を公にした場合は、本県のみならず、農林水産省及び本県以外の都道府県が行う検査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

しかしながら、実施機関は、公文書は原則公開という立場に立って、当該研修において取得した資料を含む公文書1から公文書13のうちすでに公になっている資料や農林水産省等のホームページ等に掲載されているもの等、可能な限り公開とする処分を行ったものである。

(4) 実施機関の主張について

まずはじめに、本件審査請求のうち、大きな部分を占める条例第8条第4号から順に実施機関の主張を記載する。

ア 条例第8条第4号の該当性について

(ア) 公文書1中の(2)、(3)、(5)、(7)、(9)、公文書2中の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、公文書3中の(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、公文書4中の(6)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、公文書5中の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、公文書6中の(5)、(7)、(9)、(11)、(12)、(13)、公文書7中の(10)、(11)、(12)、(14)、(16)、(18)、(20)、(22)、公文書8中の(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(13)、(15)、(17)、公文書9中の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、公文書10中の(4)、(5)、(7)、(9)、(11)、(12)、公文書11中の(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、公文書12中の(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)、公文書13中の(4)、(5)、(6)、(8)、(10)、(11)(13)について

当該情報は、農業協同組合法第94条第4項及び土地改良法第132条第1項の規定に基づく検査を実施する上での検査等手法情報である。

本号の該当性については、平成21年5月19日付け徳島県情報公開審査会答申第65号において示されている。

「検査等手法情報とは、事務遂行能力の比重を置く対象を明らかにする情報ということができるが、被検査者にとっては、検査者がどの事項の確認に比重をおいているか知る由もないため、結果としては、網羅的な法令遵守をすべき心理的圧力が働くこととなる。

ところが、仮に検査等手法情報が公にされた場合、被検査者としては、検査者が重点的に確認するであろう範囲を予測し、当該範囲についてのみ重点的に法令順守を行う等の検査等対策を施すことが可能となるため、その余の範囲における法令遵守の懈怠を誘発し、又は違法若しくは不当な行為を容易せしめるおそれが生じることとなる。

そうすると、検査者としては、一の検査等において、常に確認を要する事項の全てを網羅的に確認すべき必要性が生じることとなるが、現実にはそのような検査等を常に実施するのは困難なことが多い。

このことから、検査等手法情報を公にすることにより、検査等の遂行に支障を及ぼす蓋然性があると認められる。」

以上のように、実施機関が行う検査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があるものとして、本号に該当する。

なお、公文書4中の(9)及び公文書12中の(8)の本号該当については、条例第8条第2号に加え、また、公文書7中の(12)の本号該当については、条例第8条第3号に加えて非公開理由に追加したものである。

(イ) 公文書1中の(1)、(4)、(6)、(8)、公文書4中の(1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(11)、公文書6中の(1)、(2)、(4)、(6)、(8)、(10)、公文

書7中の(1)、(2)、(3)、(4)、(9)、(13)、(15)、(17)、(19)、(21)、公文書8中の(1)、(2)、(12)、(14)、(16)、公文書10中の(1)、(2)、(6)、(8)、(10)、公文書12中の(1)、(2)、(4)、(6)、(10)、公文書13中の(1)、(3)、(7)、(9)、(12)について

当該情報は研修の外部講師である、弁護士、公認会計士、税理士、大学院教授、農林中央金庫職員及びNPO法人職員の氏名である。

講師氏名を公にすると、当該講師が作成した資料について、検査員以外の者からの問合せ、不当な要求及び意見等が寄せられ、当該講師が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、農林水産省が当該講師に委嘱して行う研修に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあると認められるものとして、本号に該当する。

なお、本号該当については、条例第8条第1号または同条第2号に加えて非公開理由に追加したものである。

(ウ) 公文書2中の(1)、公文書3中の(2)、(3)、公文書4中の(3)、公文書6中の(3)、公文書7中の(7)、(8)、公文書8中の(3)、公文書9中の(1)、公文書10中の(3)、公文書11中の(3)、(4)、公文書12中の(3)及び公文書13中の(2)について

当該情報は、農林水産省が、当該研修中の緊急連絡用として使用するための携帯電話番号並びに農林水産省教務指導官のメールアドレス及び経歴である。

当該情報が公にされると、農林水産省職員の担当事務と無関係に問い合わせや意見が寄せられたり、いたずら及び偽計がなされ、職務として必要な連絡に支障を及ぼすおそれがある。また、近年では官公庁を標的とする標的型攻撃メールによる被害が発生していることから、農林水産省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当する。

なお、公文書3中の(2)、(3)、公文書7中の(7)、(8)及び公文書11中の(3)、(4)について本号該当については、条例第8条第1号に加えて非公開理由に追加したものである。

(エ) 公文書3中の(1)、公文書7中の(5)、(6)、公文書11中の(1)、(2)について

当該情報は、農林水産研修所の1階平面図、配置図、及び施設案内図であり、部屋の配置、非常口及び避難経路等建物の内部の情報である。

これらは、施設内への進入経路並びに爆発物及び盗聴器等の設置のための有益な情報であり、不法侵入、爆弾テロ、盗難及び盗聴等の犯罪行為の実行を容易にするおそれがあり、農林水産省が行う同種の事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当する。

以上のとおり、非公開とした部分は、全て本号に該当する。また、本号の他に8条の各号に該当するものについて、以下順に実施機関の主張を記載する。

イ 条例第8条第1号の該当性について

(ア) 公文書3中の(2)、(3) 公文書4中の(1)、(4)、(7)、(11)、公文書7中の(1)、(3)、(7)、(8)、(9)、(21)、公文書11中の(3)、(4)、及び公文書12中の(1)、(6)、(10)について

当該情報は、農林水産省教務指導官のメールアドレス及び経歴並びに研修の外部講師である大学院教授の氏名、農林中央金庫職員の氏名及びNPO法人職員の氏名であり、個人に関する情報であって、直接的に又は他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報であることから、4号の他本号本文に該当する。

また、当該情報を何人にも公にする法令上の根拠や慣行はなく、農林水産省においても公にすることが予定されているものではないため、本号ただし書イに該当しない。

さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロにも該当しない。

そして、公務員等の職、氏名及び職務遂行情報の内容に係る部分ではないため、本号ただし書ハには該当しない。

ウ 条例第8条第2号の該当性について

(ア) 公文書1中の(1)、(4)、(6)、(8)、公文書4中の(2)、(5)、公文書6中の(1)、(2)、(4)、(6)、(8)、(10)、公文書7中の(2)、(4)、(13)、(15)、(17)、(19)、公文書8中の(1)、(2)、(12)、(14)、(16)、公文書10中の(1)、(2)、(6)、(8)、(10)、公文書12中の(2)、(4)、公文書13中の(1)、(3)、(7)、(9)、(12)について

当該情報は、研修の外部講師である弁護士の氏名、公認会計士の氏名及び税理士の氏名である。弁護士業、公認会計士業及び税理士業は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第10項に掲げる事業に該当することから、弁護士、公認会計士及び税理士の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。

本号の該当性については、平成27年2月27日付け徳島県情報公開審査会答申第139号において弁護士の氏名、住所、電話番号、FAX番号は、次のとおり示されている。

「当該情報は、いずれも日本弁護士連合会のホームページから検索することができる情報ではあるが、(中略)ここで、弁護士とは、一般に依頼者からの依頼を受けて事務を処理することを職務とする専門職であるが、受託する仕事については、取捨選択の自由が認められるところであり、実際にこれらの情報は公になっておらず、また、公にされることが予定されている情報であるとは言えない。

よって、これらの情報が公にされると、弁護士としての権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため、当該情報は本号本文に該当する。また、当該情報が本号ただし書に該当しないことは明白である。」

次に公認会計士及び税理士の氏名については、日本税理士連合会及び日本公認会計士協会のホームページから検索できる情報であり、公認会計士及び税理士は弁護士と同様に一般に依頼者からの依頼を受けて事務を処理することを職務とする専門職であるものの、受託する仕事については、取捨選択の自由が認められるところである。

よって、当該情報が公にされると、弁護士、公認会計士及び税理士としての権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため、当該情報は4号の他本号本文に該当する。なお、農林水産省において公にされることが予定されている情報ではない。

さらに、当該情報は、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではないため、ただし書には該当しない。

(イ) 公文書1中の(5)、(7)、(9)、公文書4中の(6)、(12)、公文書6中の(5)、(7)、(9)、(11)、公文書7中の(10)、(14)、(16)、(18)、(20)、(22)、公文書8中の(10)、(13)、(15)、(17)、公文書9中の(8)、公文書10中の(7)、(9)、(11)、公文書12中の(5)、(11)、公文書13中の(4)、(8)、(10)、(13)について

当該資料は、農林水産省が弁護士、公認会計士、税理士、大学院教授、NPO法人職員及び農林中央金庫職員である学識経験者に研修の講師を委嘱し当該講師が作成したもの、又は、全国農業協同組合中央会等が作成している手引き書等を農林水産省の講師が研修に使用したものである。これらは、当該講師が自らの専門分野に関する研究や分析を行い、独自に培ったノウハウに基づいて作成したもの、又は農業協同組合等の運営に関するノウハウに関する内部管理情報であり、当該情報を公にすることは、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがある。

また、検査員を対象に行った研修に使用した資料であって公にされることが予定されている情報ではない。

さらに、当該講師が自ら不特定の者に配布する等一般に公にすることは予定していないため、4号の他本号本文に該当する。

そして、当該情報は、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではないため、ただし書には該当しない。

(ウ) 公文書4中の(9)、公文書12中の(8)について

当該情報は、実在する農業協同組合(以下「組合」という。)が原告となり、組合の資金運用を担当していた組合の役員に対して、資金の回収が不能となったとして損害賠償責任があると提起した裁判の判決文の写しであり、組合の経営方針、事業運営等における法人に関する情報に該当する。

そして、当該情報を公にした場合、組合の社会的信用に影響を与える等組合が行う信用事業において民間企業と競争的な地位を害するおそれがあることから、条例第8条第4号の他本号の非公開情報に該当する。

また、平成27年2月27日付け徳島県情報公開審査会答申第139号において次のとおり示されている。

「裁判所で閲覧可能な訴訟記録であっても、「法令等の規定により公にされている情報」には該当しない」

さらに、当該情報は、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではないため、ただし書には該当しない。

エ 条例第8条第3号の該当性について

(ア) 公文書7中の(12)について

当該情報は、農林水産省の講師が債券運用に係る事項について、検査に必要な知見を教授するために作成し、講師が資料に未定稿と明記した情報で検討段階における未成熟な情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第8条第4号の他本号に該当する。

オ 条例第8条第5号の該当性について

(ア) 公文書3中の(1)、公文書7中の(5)、(6)、公文書11中の(1)、(2)について(4)ア(エ)のとおり、当該情報は4号の他本号に該当する。

(5) 結論

以上のことから、実施機関（評価検査課）は、条例第8条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号に該当する情報について非公開とし、条例第12条第1項に基づき本件処分を行ったものである。

なお、実施機関は、本件処分において非公開としていた公文書1中の(10)については、平成29年3月28日付け「公文書部分公開決定処分の一部変更について」によって既に審査請求人に通知している。

2 口頭意見陳述における説明について

実施機関は主に農林水産団体、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人等の公益性の高い法人、また法令に基づく団体に対する検査を行っている。過去には指導すべき立場の制度を所管する部署において検査も行っていたが、検査においては、独立性及び中立性を確保する必要があることから指導すべき制度所管課とは独立した部署において業務を行っている。検査においては秘匿性や機密性が確保される必要があるため、検査業務には、検査員証を所持する都道府県知事が任命する限られた職員が従事することとなる。

本件処分において公開している公文書は、国及び都道府県において農林水産団体の検査に従事する職員の育成、また検査に関する技法の向上を目的として農林水産省の主催の研修会の受講生に対して配布された資料である。配付資料一覧、研修のしおり及び既に国や日本銀行等がホームページで公開しているような一般的な資料で検査そのものに影響を及ぼさない性質のものは公開決定とし、その他の一部資料は部分公開又は非公開の決定としている。

検査業務は法人の内部情報に触れるという性質から、業務そのものが公開にそぐわ

ない性質であり、当該研修の受講はそのような検査業務に従事する職員に限定されている。誰でも受講できる一般的な研修であれば公開しても支障はないが当該研修の内容は検査業務に関するものであり特殊性を有する。

当該研修で配布された資料には、具体的な検査の進め方や、どういった所に検査のポイントがあるか、どういった所が切り口になるか、等の検査手法に関する情報が含まれている。また、重点的に検査するポイントに関係するテーマも多数含まれている。

このような事情から主催者である農林水産省が作成する資料にも研修関係者限りと表紙に記載され、研修関係者、検査従事者限りという扱いになる資料であり、研修主催者である農林水産省も研修時には口頭で当該資料は研修者限りと指示を出している性質の公文書である。また、農林水産省においてもホームページ等で検査に関する要綱は公開しているが、技術的な情報は公開していない。

研修資料には検査の着眼点としてその年の状況に合わせた重点的に検査する項目が含まれている。また検査手法として、どういった所から紐解いていくか、どういった所から綻びが見え、どのような所を深入りしていくかといった技術的な情報も含まれている。例としては、農協で発生した不祥事の具体的な内容であったり、金融取引に関する検証方法で不備の確認方法等が記載されている部分があり、これらの検査手法に関する情報が被検査者に流出すると、検査に備えた対策が行われることが予想され、また検査で先に見られるであろう場所を改竄しておく等により、実施機関における実地検査の正確な事実の把握や不正行為の発見が困難になる。ひいてはそれが適正な検査業務の遂行に支障を及ぼす可能性があるため非公開と判断した。

また、研修資料には各講座における一般的な基礎知識に関する情報も含まれているが、当該情報も公開することにより検査の着眼点が推測されてしまうおそれがあるため非公開とした。検査対象法人は様々な業務を行っている場合があり、その全てを検査することはできないため、ポイントを絞り検査を行うことから検査の着眼点が推測されることは避けたいと考えている。また、検査内容がわからないことにより適正な組織運営を行うことを牽制する思いもある。

研修資料の外部講師の氏名についても、講師が特定されると、その講師の専門分野や研究テーマ等から検査の着眼点や重点項目等の検査手法に該当する内容が推測されやすくなる。加えてその講師に対して、何らかの圧力がかかることとなると、今後の国が行う研修の円滑な実施にも支障を及ぼす可能性がある。

農業協同組合が原告となった裁判の判例文の写しについては、判例文に記載された事件内容等から検査の内容、重点項目も推測されやすくなると判断し、検査の手法情報と同様に非公開が妥当であると判断をしている。

研修所の平面図また配置図、建物の内部情報については、研修所を保有する主催者の農林水産省に確認したところ、国からは各種犯罪防止の観点から、事務室名称の記載された見取図は公開していないという回答があった。また、請求当時は、イスラム国が独立宣言をした2014年以降の2015年から2017年にかけて、国際的なテロがかなり急増しており、防衛研究所資料等を確認すると、2013年までは年間

約1件から5件だったテロの件数がイスラム国の独立宣言以降、2桁以上となり特に2015年は15件発生していた。日本人ジャーナリストの殺害事件やパリ同時多発テロ等の西側諸国を狙った爆破事件や人質事件が急増した時期のため、特に警戒を強めていたことも踏まえて非公開が妥当と判断した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年2月24日	諮問
令和6年1月19日 第1部会（第7回）	審議
令和6年2月22日 第1部会（第8回）	実施機関の口頭理由説明、審議
令和6年3月18日 第1部会（第9回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、平成25年度から請求日時点までの農林水産省が開催した農業協同組合及び土地改良区の検査に関する研修（以下「検査研修」という。）に出席した評価検査課の職員が作成した復命書及び研修内容の分かる資料の公開を求めるものである。

これに対して実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、平成25年及び平成26年度に係る公文書について公文書公開請求拒否決定を行い、平成27年度及び平成28年度に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）については、本件処分を行った。

実施機関は本件対象公文書として、別紙1のとおり特定した。この公文書の特定については、審査請求人は争っておらず、特に不合理な点は認められない。

実施機関は、本件対象公文書の非公開部分（以下「本件非公開部分」という。）は全て条例第8条第4号に該当するとした上で、各情報は同条第4号の他に同条第1号、第2号、第3号、及び第5号にも該当するとして非公開とした。本件非公開部分は次の通りである。

①検査等手法情報

- ②研修の講師を委嘱された学識経験者氏名
- ③研修中の緊急連絡先
- ④農林水産省教務指導官のメールアドレス
- ⑤農林水産省教務指導官の経歴
- ⑥農林水産研修所の1階平面図、配置図及び施設案内図
- ⑦研修の講師を委嘱された学識経験者が作成した資料
- ⑧農林水産省の講師が研修に使用した全国農業協同組合中央会等が作成した手引き
- ⑨実在する農業協同組合が原告として提起した裁判の判決文の写し
- ⑩講師が未定稿と明記した資料

これに対して、審査請求人は、非公開とした部分の公開を求めている。以下、当審査会では、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討することとするが、実施機関は本件非公開部分は全て条例第8条第4号に該当するとした上で、各情報は同条第4号の他に同条第1号、第2号、第3号、及び第5号にも該当すると主張していることから、まず、同条第4号の該当性について検討し、同号に該当しない情報については、他の非公開条項該当性について検討する。

2 判断基準について

(1) 条例第8条第4号

条例第8条第4号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定しており、当該規定は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

当該規定に該当するものとしてイからホとして列举されているが、当該列举された事項は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、非公開とすべき事項をすべて網羅することはできないので、事務事業の内容・性質に着目した上でグループ分けをし、そのグループごとに典型的なものを例示として列举したものである。

したがって、本号により非公開となる情報はこれらに限定されるものではなく、これら以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象となる。

「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範

な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要である。

そして、本号に該当する「支障を及ぼすおそれ」は、条例第8条第2号の「おそれ」とは異なり、当事者としてその程度を判断できるものであるから、「支障」の程度も名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解する。

(2) 条例第8条第1号

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しており、個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とするものである。ただし、特定の個人が識別できる情報を原則として非公開とした結果、本来保護する必要の無い情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態を避けるため、非公開情報から除かれるべき情報を類型化し、列挙している。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。

また、条例第8条第1号ただし書の規定により本号の個人情報から除かれているものとしては、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本号イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（本号ロ）及び「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名、及び当該職務遂行の内容に係る部分」（本号ハ）が規定されている。

本号イにおいては、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報であつて、当該個人が了承し、又は公表を前提として提供したものや公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表しているもの等が該当する。

次に、本号ロについては、個人情報に該当していても、人の生命、健康等の保護の必要性から当該情報を公開する必要性のある場合について定めたものであり、公開することの利益とそれによって害される個人の権利利益との比較衡量により判断することとなる。

本号ハについては、どのような地位にある、誰が、どのように職務を遂行しているかについては、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるにしても、個人に関する情報としては非公開とはしないとする趣旨である。「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」については、公務員等がその担当する職務を遂行する

場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為も含まれる。しかし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号、健康状態等の個人の属性に関する情報や勤務成績、処分歴等の身分取扱いに係る情報は、本号の対象となる情報には当たらないこととされている。

3 本件非公開部分の非公開情報該当性について

以下、第6の1のとおり実施機関が非公開とした情報の非公開情報該当性について検討する。

(1) 検査等手法情報該当性について

検査等手法情報とは、平成21年5月19日付け徳島県情報公開審査会答申第65号（以下「先例答申」という。）において示している「検査等の方針、計画、遂行上の着眼点、具体的実施方法、遂行時において確認すべき具体的項目、行政庁内部における協議内容等、検査者において、検査等を適正かつ効率的に実施するために蓄積された科学的・経験則的技術に関する情報」をいう。

これは、公にされた場合に、被検査者としては検査者が重点的に確認するであろう範囲を予測し、当該範囲についてのみ重点的に法令遵守を行うなどの検査等対策を施すことが可能となるため、その他の範囲における法令遵守における懈怠を誘発し、又は違法若しくは不当な行為を容易ならしめるおそれが生じることから非公開情報とされている。

そうすると、検査等手法情報としては、検査業務遂行上の着眼点や検査時において確認すべき具体的項目等の検査遂行時の技術的情報であって、明らかに検査等手法情報に該当すると認められる情報のみではなく、遂行上の着眼点が推測されるような、検査に備えて収集・準備された情報や検査に従事する職員が知識・技能を習得するために参加した研修内容も含まれると解される。

実施機関の説明によると、検査遂行時の技術的情報に該当しない情報であったとしても、研修内容を公開することにより検査の着眼点が推測されるおそれがあるため非公開としたとのことであった。検査において被検査者の行う事業内容全てについて検査することは現実的ではないためポイントを絞り込んだ上で検査を行っているとのことであり、検査において重点を置くポイントが知られると、それに基づき検査対策や検査箇所の変更等が行われることにより実地検査を行った際に正確な事実の把握や不正行為の発見が困難となり、適正な検査業務の遂行に支障を及ぼすとのことであった。

本件非公開部分に含まれる各分野の基礎知識は、当該情報単体では検査業務遂行上の技術的情報とは認められないが、実施機関の説明を踏まえると、検査職員に対する研修として実施された研修内容の一部として公開することにより検査において着眼点となる分野が推測され、検査に対する対策や検査箇所の変更等が行われるおそれがあり、適正な検査業務の遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

であることから、検査等手法情報に該当するとの実施機関の主張は合理性を欠くものではないと認められる。

(2) 研修の講師を委嘱された学識経験者氏名

当該情報は、農林水産省が検査研修の講師として委嘱した学識経験者の弁護士、公認会計士、税理士、大学院教授、農林中央金庫職員及びNPO法人職員の氏名情報である。

実施機関は、当該講師氏名を公にすることは、当該講師に対して何らかの圧力が掛かることにより、講師を引き受けてくれないといった農林水産省が行う研修に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、加えて講師が特定されると当該講師の専門分野や研究テーマから検査の着眼点や重点項目等の検査手法が推測されるおそれがあると主張する。また、当該講師に対し、検査員以外の者からの問い合わせ、不当な要求及び意見が寄せられ、当該講師が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

講師の研究成果はホームページや書籍等で公開されていることから講師氏名を公開することにより講師の専門分野や研究テーマから当該研修において示された検査の着眼点や重点項目が推測されることとなり検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張は首肯できる。

また、検査に関する基礎的な研修については、毎年実施されているとのことであり、研修講師は検査業務に精通した学識経験者に依頼することとなり同じ講師に依頼することもあり得るとの説明であった。検査業務を遂行する検査員の講師を行う学識経験者に対し、被検査者の側から検査手法を聞き出す、もしくは指摘事項とならないように対策をとる手助けとなる情報を得ようとする等も含め不当な圧力が掛かるおそれも否定はできない。そうすると、圧力を受けた講師が研修を行うこと又は圧力を受け研修講師を辞退することにより農林水産省の行う研修業務に支障を及ぼすことは十分予想されうることから、実施機関の主張は合理的なものであると認められる。

については、当該情報が条例第8条第4号に該当するとの実施機関の主張には格別不合理な点はない。

また、条例第8条第4号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業に関する情報を対象としているため、当該講師自身の職務に支障を及ぼすおそれがあるという主張は同号の対象とはならず、同条第1号若しくは第2号において判断すべき情報であるが、これらの号の該当性の判断をするまでもなく、同条第4号に該当する非公開情報である。

(3) 研修中の緊急連絡先及び農林水産省教務指導官のメールアドレス

当該情報は検査研修の受講者に対して、研修期間中の緊急連絡先として示されていた携帯電話番号及び教務指導官のメールアドレスである。実施機関は当該情報が公開されると農林水産省職員の担当事務と無関係に問い合わせや意見が寄せられたり、いたずら及び偽計等がなされ、必要な連絡に支障を及ぼすおそれがあ

る。また、官公庁を標的とする標的型攻撃メールによる被害が発生していることも踏まえ、公開することにより農林水産省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。実施機関の説明は首肯でき、当該職員が行う事務及び研修業務に適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例第8条第4号の非公開情報に該当する。

農林水産省教務指導官のメールアドレスについて実施機関は条例第8条第1号にも該当すると主張するが、同号該当性の判断をするまでもなく、同条第4号に該当する非公開情報である。

(4) 農林水産省教務指導官の経歴

当該情報は農林水産省の教務指導官の現在の職に至るまでの職務経歴の情報である。実施機関は緊急連絡先及びメールアドレスの情報と合わせ、当該情報についても公開されると農林水産省職員の担当事務と無関係に問い合わせや意見が寄せられたり、いたずら及び偽計等がなされ、必要な連絡に支障を及ぼすおそれがある。また、官公庁を標的とする標的型攻撃メールによる被害が発生していることも踏まえ、公開することにより農林水産省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。しかし、経歴の情報について公開したとしても、公開することにより職務として必要な連絡及び適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、むしろ当該情報については条例第8条第4号ではなく、同条第1号において判断すべき情報であると認められる。以下、同条第1号該当性について検討する。

実施機関は、当該情報について農林水産省教務指導官のメールアドレス及び外部講師の氏名と併せて、「個人に関する情報であって、直接的に又は他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報である」として、4号の他本号本文に該当し、ただし書には該当しないため条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当すると主張している。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（氏名、住所等）とその他の部分（当該個人の行動記録等）から構成されるが、条例第8条第1号の規定によりその全体が一つの非公開情報として取り扱われるものである。

本件対象公文書においては、農林水産省教務指導官の氏名と経歴が記載されていることから、その全体が条例第8条第1号に規定する非公開情報として取り扱われるものであると認められる。

条例第8条第1号ハにおいて、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は原則非公開の例外として取り扱われるべき情報とされていることから本件対象公文書においても農林水産省教務指導官の氏名は公開されている。

ここで、経歴に関する情報については、例外的に氏名が公開されていることをもって、条例第8条第1号に該当しなくなるものではない。経歴に関する情報が、条例第8条第1号の非公開情報の例外に該当する場合は公開すべきであるが、該当しない場合は、同号本文に該当する非公開情報として保護されるべきであるた

め、当該情報の同号ただし書の該当性について検討する。

ア 条例第8条第1号イの該当性について

条例第8条第1号イにおいて、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とされている。一般的に、公務員の所属に関する情報は、職員録や人事異動の公表等により職務経歴の一部が公開されている場合があると認められるが、公表の趣旨はその時点の所属の職員氏名等を明らかにしているだけにすぎない。それらを調査することにより職務経歴の一部が明らかになったとしてもそのことにより、当該情報が保護される利益を失い、公にされるべき情報であるとするのは妥当ではないため、同号イには該当しない。

イ 条例第8条第1号ハの該当性について

条例第8条第1号ハについては、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名、及び当該職務遂行の内容に係る部分（以下「職務遂行情報」という。）」とされている。

職務遂行情報は、公務員等が自身の職に応じて、その職務を遂行するうえで記録された情報を指すものである。経歴の情報は農林水産省教務指導官のこれまでの職務経歴であり、職務遂行情報というよりむしろ、当該公務員の私的な情報であって、プライバシー情報として保護されるべき情報であることから、条例第8条第1号ハには該当しない。

ついで、農林水産省教務指導官の経歴の情報は、条例第8条第1号ロには明らかに該当せず、上述のとおり同号イ及びハにも該当しないため、同号本文に規定する非公開情報に該当する。

(5) 農林水産研修所の1階平面図、配置図及び施設案内図

当該情報は、検査研修の受講者に対して研修施設の案内のために資料に記載されている情報である。当該情報は、フロアごとの間取り仕切りの線に加えて、電気室、機械室、ガス室等の詳細な部屋の位置情報が記載されており、また緊急時の避難用として避難経路が示されている資料も存在する。

実施機関は、当該情報の公開非公開の判断にあたり、研修所を保有する主催者の農林水産省に確認したところ、各種犯罪防止の観点から、事務室名称の記載された見取図は公開していないという回答があったこと及び日本人ジャーナリストの殺害事件やパリ同時多発テロ等の国際的な爆破事件や人質事件が急増した時期であり特に警戒を強めていた時期であったことから、公にすることにより農林水産省等が行う当該施設を利用した関係事務に支障をきたすおそれがあるとして条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当するため非公開と判断したとのことであった。

通常、施設の内部情報を公開したことによりテロや犯罪行為が発生するというおそれは、一定程度の蓋然性があるとは認められない。ただし、当該施設は一般

の人が誰でも立ち入れる施設ではなく、建物の内部情報が公開されているわけでもない。ついては、実施機関の主張のとおり、そのような利用者が限定される国の施設の内部情報を公開することにより、悪意を持った者が当該情報を利用すると、犯罪行為を行うことが容易となるおそれは一定程度の蓋然性が存在すると認められる。

また、避難経路の情報は緊急時に研修施設の利用者の安全を確保するための情報であるにもかかわらず、公開されることにより悪意を持った者の犯罪行為に利用されることとなれば、研修施設の警備に支障をきたすとも認められる。

ついては、当該情報の非公開情報該当性については、前提となる犯罪行為が発生するおそれに一定程度の蓋然性が存在するかどうかにより判断する必要がある。

たしかに、当該施設は、テロや犯罪行為が発生する可能性が高い若しくは損害を与えられることにより重大な被害をもたらす警察署や原子力発電所のような高度なセキュリティ保護が必要な施設であるとは認められない。しかし、実施機関の主張するとおり、請求のあった当時は国際的なテロの発生件数が増加しており、犯罪行為に対する警戒が高まっていた時期であることから、全国から各都道府県の担当者等を集め研修が行われる施設についても、犯罪行為の対象とならないよう警戒を強めていたとしても不合理なものであるとは言えない。

よって、実施機関が研修施設の内部情報を公開することにより、農林水産省の研修施設を利用する事務の遂行に支障を及ぼすとした判断については不合理であるとは認められない。

実施機関は当該情報について条例第8条第5号にも該当すると主張しているが、同号該当性の判断をするまでもなく、同条第4号に該当する非公開情報である。

- (6) 研修の講師を委嘱された学識経験者が作成した資料、農林水産省の講師が研修に使用した全国農業協同組合中央会等が作成した手引き及び実在する農業協同組合が原告として提起した裁判の判決文の写し

実施機関は検査等手法情報に該当する情報のうち検査研修の講師を委嘱された学識経験者が作成した資料について条例第8条第2号に該当すると主張している。当該情報は、検査等手法情報に該当するため、同号該当性の判断をするまでもなく、条例第8条第4号に該当する非公開情報である。

- (7) 講師が未定稿と明記した資料

実施機関は検査等手法情報に該当する情報のうち農林水産省の講師が、検査に必要な知見を教授するために作成し、資料に未定稿と明記した情報について条例第8条第3号に該当すると主張している。当該情報は、検査等手法情報に該当するため、同号該当性の判断をするまでもなく、条例第8条第4号に該当する非公開情報である。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象公文書のうち条例第8条第1号及び第4号に該当する

として、本件非公開部分を非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	

別紙 1

公文書の件名

- 1 平成 27 年度 協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修報告書
- 2 平成 27 年度 検査職員資産査定実務研修復命書
- 3 平成 27 年度 土地改良区等検査職員研修復命書
- 4 平成 27 年度 協同組合検査職員中堅研修報告書
- 5 平成 27 年度 管内土地改良区等検査担当職員研修復命書
- 6 平成 27 年度 協同組合検査職員会計等基礎研修報告書
- 7 平成 27 年度 検査職員金融・会計研修報告書
- 8 平成 28 年度 検査職員基礎研修報告書
- 9 平成 28 年度 検査職員資産査定実務研修復命書
- 10 平成 28 年度 協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修報告書
- 11 平成 28 年度 土地改良区等検査職員研修復命書
- 12 平成 28 年度 協同組合検査職員中堅研修報告書
- 13 平成 28 年度 協同組合検査職員会計等基礎研修報告書

別紙 2

公文書の件名

1 平成 27 年度 協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
研修資料の外部講師氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
研修資料「検査リーダーの役割」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「金融機関の法令等遵守態勢の現状」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「組合等組織運営における法務課題」 第 1 講及び第 2 講の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。) 徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

<p>研修資料「最近の会計に関する留意点」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「農協改革について」のうち「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の概要について」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 3 号に該当 （国の機関の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

2 平成 27 年度 検査職員資産査定実務研修復命書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
研修資料「平成 27 年度検査職員資産査定実務研修しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修料資「資産査定実務総論（信用）」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「資産査定実務各論（信用）」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「系統金融検査マニュアル別冊 [農林漁業者・中小企業融資編]」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「償却・引当の算定」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

<p>研修資料「自己資本比率と不良債権の開示」のうち「自己資本比率と不良債権の開示」、「演習問題（解答）」及び「系統金融検査マニュアル再入門」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「事例研究・発表Ⅰ」～「事例研究・発表Ⅲ」のうち「事例研究（１）～（６）」及び「検証結果メモ（１）～（６）」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「事例研究の総括」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

3 平成 27 年度 土地改良区等検査職員研修復命書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
研修資料「平成 27 年度土地改良区等検査職員研修総合テキスト」の庁舎 1 階配置図及び施設案内図の一部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。) 徳島県情報公開条例第 8 条第 5 号に該当 (公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「平成 27 年度土地改良区等検査職員研修総合テキスト」のうち教務指導官のメールアドレス及び経歴	徳島県情報公開条例第 8 条第 1 号に該当 (個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)ため。)
研修資料「土地改良区等検査制度の概要」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「検査実務」、「検査実務(Ⅰ)」、「検査実務(演習Ⅰ)」、「検査実務(Ⅱ)」及び「検査実務(演習Ⅱ)」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

別紙 2

公文書の件名

4 平成 27 年度 協同組合検査職員中堅研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
報告書及び研修資料の外部講師（大学院教授、農林中央金庫職員）氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 1 号に該当（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）ため。）
報告書及び研修資料の外部講師（公認会計士・税理士）氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）
研修資料「平成 27 年度協同組合検査職員中堅研修しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当（国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）
研修資料「粉飾決算の事例研究」のうち「粉飾決算の事例研究」の全部	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当（県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

<p>研修資料「不祥事防止態勢の作り方～講義～」のうち「平成16年度農林水産省アンケート集計表」、「平成18年度農林水産省高等研修アンケート集計票」、「平成26年度団体の検査における「不祥事案リスクの掘り出しの検査上のコツ」」及び「団体の検査をする際に不祥事案を見つけ出すにはどうしたらよいのか（検査上のコツ）」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「不祥事防止態勢の作り方～講義～」のうち「判決の写し」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「不祥事防止態勢の作り方～グループワークショップ～」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「JAバンク基本方針とその実績」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「中堅検査員の業務とその心構え」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

5 平成 27 年度 管内土地改良区等検査担当職員研修復命書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
研修資料「土地改良区等検査制度の概要」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「土地改良区の会計経理」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「検査実務Ⅰ」、「検査実務Ⅱ」、「検査実務(演習Ⅰ)」及び「検査実務(演習Ⅱ)」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

別紙 2

公文書の件名

6 平成 27 年度 協同組合検査職員会計等基礎研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
報告書及び研修資料の外部講師氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
研修資料「平成 27 年度協同組合検査職員会計等基礎研修しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「J A 等の簿記演習」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。) 徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

<p>研修資料「法人税の仕組みと法人税申告書の読み方」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「経営分析の基礎」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「JA等の会計学」のうち「JA等の会計学」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「実践的資産査定（理論編）」のうち「実践的資産査定（理論編）」、「資料1-1」～「資料3-10」、「演習問題1」～「演習問題3：PLのトレンド検証」、「演習問題1の回答」及び「演習問題2の回答」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

<p>研修資料「実践的資産査定(模擬演習編)」 の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
-------------------------------------	--

別紙 2

公文書の件名

7 平成 27 年度 検査職員金融・会計研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
報告書及び研修資料の外部講師（NPO 法人職員、農林中央金庫職員）氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 1 号に該当（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）ため。）
報告書及び研修資料の外部講師（公認会計士・税理士）氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）
研修資料「研修のしおり」のうち庁舎 1 階平面図及び 3. 施設案内図の一部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当（国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第 8 条第 5 号に該当（公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。）

<p>研修資料「平成27年度検査職員金融・会計研修総合テキスト」のうち庁舎1階配置図及び施設案内図の一部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第8条第5号に該当 （公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「平成27年度検査職員金融・会計研修総合テキスト」のうち教務指導官のメールアドレス及び経歴</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第1号に該当 （個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）ため。）</p>
<p>研修資料「最近の経済動向と証券投資の知識」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当するため （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「市場リスク管理態勢の検証に係る留意点」のうち「系統金融機関の特徴について」及び「市場リスク研修 練習問題」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「市場リスク管理態勢の検証に係る留意点」のうち「債権運用の基礎」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第3号に該当 （国の機関の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。）</p>

<p>研修資料「退職給付会計と監査上の留意点」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「法人税の仕組みと申告書作成演習」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「金融商品会計・減損会計と監査上の留意点」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

<p>研修資料「税効果会計と監査上の留意点」のうち「税効果に係る会計基準」、「問 1」～「問 3」、「解答用紙問 1」～「解答用紙問 3」及び「解答問 1」～「解答問 3」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「系統における主な資金運用とその特徴」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 （法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

8 平成 28 年度 検査職員基礎研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
報告書及び研修資料の外部講師氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
研修資料「平成 28 年度検査職員基礎研修復命書しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「農林水産省の検査について」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「検査員の業務とその心構え」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「検査実務・検査の手順」のうち「検査実務・検査の手順」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

<p>研修資料「農協の信用事業」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「系統金融検査マニュアル入門」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「農協の共済事業について」のうち「検査実務（農業協同組合編・共済事業）（本編）」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「農協の共済事業について」のうち「検査実務（農業協同組合編・共済事業）（参考資料編）」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 (法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。) 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「農協の経済事業について」のうち「検査実務（農業協同組合編・経済事業）」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>

<p>研修資料「簿記の基礎」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「会計伝票と帳簿の見方」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「経営分析の基礎」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

9 平成 28 年度 検査職員資産査定実務研修復命書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
研修資料「平成 28 年度検査職員資産査定実務研修しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「資産査定実務総論(信用)」のうち「資産査定実務総論(信用)」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料資「資産査定実務各論(信用)」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「系統金融検査マニュアル別冊 [農林漁業者・中小企業融資編]」のうち「系統金融検査マニュアル別冊 [農林漁業者・中小企業融資編]」、「系統金融検査マニュアル再入門」及び「演習問題(解答)」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「償却・引当の算定」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

<p>研修資料「自己資本比率の算定と不良債権の開示」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「事例研究・発表Ⅰ」～「事例研究・発表Ⅲ」のうち「事例研究(1)」～「事例研究(9)」及び「検証結果メモ(1)」～「検証結果メモ(9)」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「事例研究・発表Ⅰ」～「事例研究・発表Ⅲ」のうち「資産査定に関する実務事例<手引き編>【第2分冊】」及び「貸出条件緩和債権の判定基準」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 (法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。) 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「事例研究の総括」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>

別紙 2

公文書の件名

10 平成28年度 協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
報告書及び研修資料の外部講師氏名	徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
研修資料「平成28年度協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「検査リーダーの役割」の全部	徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「金融機関の法令等遵守態勢の現状」の全部	徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

<p>研修資料「組合等組織運営における法務課題」 第1講及び第2講の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「最近の会計に関する留意点」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「農協法改正における共済事業に係る改正事項について」のうち「農協法改正における共済事業に係る改正事項」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

1 1 平成 2 8 年度 土地改良区等検査職員研修復命書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
研修資料「研修のしおり」のうち庁舎 1 階平面図及び 3. 施設案内図の一部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第 8 条第 5 号に該当 （公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。）
研修資料「平成 2 8 年度土地改良区等検査職員研修総合テキスト」のうち庁舎 1 階配置図及び施設案内図の一部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第 8 条第 5 号に該当 （公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。）
研修資料「平成 2 8 年度土地改良区等検査職員研修総合テキスト」のうち教務指導官のメールアドレス及び経歴	徳島県情報公開条例第 8 条第 1 号に該当 （個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）ため。）

<p>研修資料「土地改良区等検査制度の概要」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「検査実務」、「検査実務Ⅰ」、「検査実務（演習Ⅰ）」、「検査実務Ⅱ」及び「検査実務（演習Ⅱ）」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

1 2 平成 2 8 年度 協同組合検査職員中堅研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
報告書及び研修資料の外部講師（大学院教授、農林中央金庫職員）氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 1 号に該当（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）ため。）
報告書及び研修資料の外部講師（公認会計士・税理士）氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）
研修資料「平成 2 8 年度協同組合検査職員中堅研修しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当（国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）
研修資料「粉飾決算の事例研究」のうち「粉飾決算の事例研究」の全部	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当（県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

<p>研修資料「不祥事防止態勢の作り方～講義～」のうち「平成16年度農林水産省アンケート集計表」及び「平成18年度農林水産省高等研修アンケート集計票」、「平成26年度団体検査における「不祥事案リスクの掘り出しの検査上のコツ」、「平成27年度団体の検査をする際に不祥事案を見つけ出すにはどうしたらよいか（検査上のコツ）」及び「団体の検査をする際に不祥事案を見つけ出すにはどうしたらよいか（検査上のコツ）」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「不祥事防止態勢の作り方～講義～」のうち「判決の写し」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「不祥事防止態勢の作り方～グループワークショップ～」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「JAバンク基本方針とその実績」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 （法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。） 徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
<p>研修資料「中堅検査の業務とその心構え」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>

別紙 2

公文書の件名

1 3 平成 2 8 年度 協同組合検査職員会計等基礎研修報告書

開示をしないこととした部分の概要及び理由	
概 要	理 由
報告書及び研修資料の外部講師氏名	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)
研修資料「平成 2 8 年度協同組合検査職員会計等基礎研修しおり」の携帯電話番号	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「J A等の会計学」のうち「J A等の会計学」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。) 徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。) 公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)
研修資料「実践的資産査定(理論編)」の全部	徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

<p>研修資料「実践的資産査定(模擬演習編)」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「JA等の簿記演習」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「法人税の仕組みと法人税申告書の読み方」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第2号に該当 (事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)</p> <p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>
<p>研修資料「金融モニタリングの現状」の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第8条第4号に該当 (県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>

<p>研修資料「会計学（管理会計を中心に）」 の全部</p>	<p>徳島県情報公開条例第 8 条第 2 号に該当 （事業を営む個人の当該事業に関する情報であ って、公にすることにより、当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。）</p> <p>徳島県情報公開条例第 8 条第 4 号に該当 （県の機関が行う事務に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>
------------------------------------	--

別表

1 公文書の名称	2 本件審査請求に係る非公開部分が含まれる公文書の名称	3 非公開部分	4 非開示条項	
公文書1 平成27年度協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修報告書	研修において取得した資料	平成27年度協同組合検査職員アップ・トゥ・デイト研修しおり	外部講師(弁護士、税理士、公認会計士)氏名	(1) 2号 4号
		検査リーダーの役割	全部	(2) 4号
		金融機関の法令等遵守態勢の現状	全部	(3) 4号
		組合等組織運営における法務課題 第1講	外部講師(弁護士、税理士)氏名	(4) 2号 4号
			(4)を除く全部	(5) 2号 4号
		組合等組織運営における法務課題 第2講	外部講師(弁護士、税理士)氏名	(6) 2号 4号
			(6)を除く全部	(7) 2号 4号
		最近の会計に関する留意点	外部講師(公認会計士、税理士)氏名	(8) 2号 4号
			(8)を除く全部	(9) 2号 4号
		農協改革について	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の概要について	(10)
公文書2 平成27年度検査職員資産査定実務研修復命書	研修において取得した資料	平成27年度検査職員資産査定実務研修しおり	携帯電話番号	(1) 4号
		資産査定実務総論(信用)	全部	(2) 4号
		資産査定実務各論(信用)	全部	(3) 4号
		系統金融検査マニュアル別冊 [農林漁業者・中小企業融資編]	全部	(4) 4号

		償却・引当の算定	全部	(5)	4号	
		自己資本比率と不良債権の開示	「自己資本比率と不良債権の開示」、「演習問題(回答)」及び「系統金融検査マニュアル入門」の全部	(6)	4号	
		事例研究・発表Ⅰ～事例研究・発表Ⅲ	「事例研究(1)～(6)」及び「検証結果メモ(1)～(6)」の全部	(7)	4号	
		事例研究の総括	全部	(8)	4号	
公文書3 平成27年度土地改良区等検査職員研修復命書	研修において取得した資料	平成27年度土地改良区等検査職員研修総合テキスト	庁舎1階配置図、施設案内図の一部	(1)	4号 5号	
			教務指導官のメールアドレス	(2)	1号 4号	
			教務指導官の経歴	(3)	1号 4号	
			土地改良区等検査制度の概要	全部	(4)	4号
			検査実務	全部	(5)	4号
			検査実務(Ⅰ)	全部	(6)	4号
			検査実務(演習Ⅰ)	全部	(7)	4号
			検査実務(Ⅱ)	全部	(8)	4号
			検査実務(演習Ⅱ)	全部	(9)	4号
	公文書4 平成27年度協同組合検査職員中堅修報告書	報告書		外部講師(大学院教授、農林中央金庫職員)氏名	(1)	1号 4号
外部講師(公認会計士、税理士)氏名				(2)	2号 4号	
研修において		平成27年度協同組合検査職員中堅修しおり	携帯電話番号	(3)	4号	
取得した資料		粉飾決算の事例研究	外部講師(大学院教授)氏名	(4)	1号 4号	
			外部講師(公認会計士、税理士)氏	(5)	2号 4号	

			名		
			粉飾決算の事例研究	(6)	2号 4号
		不祥事防止態勢の作り方～講義～	外部講師（大学院教授）氏名	(7)	1号 4号
			「平成16年度農林水産省アンケート集計表」、「平成18年度農林水産省高等研修アンケート集計票」、「平成26年度団体の検査における「不祥事案リスクの掘り出しの検査上のコツ」及び「団体の検査をする際に不祥事案を見つけ出すにはどうしたらよいのか（検査上のコツ）」の全部	(8)	4号
			判決の写し	(9)	2号 4号
		不祥事防止態勢の作り方～グループワークセッション～	全部	(10)	4号
		J Aバンク基本方針とその実績	外部講師（農林中央金庫職員）氏名	(11)	1号 4号
			(11)を除く全部	(12)	2号 4号
		中堅検査員の業務とその心構え	全部	(13)	4号
公文書5 平成27年度管内土地改良区等検査担当職員研修復命書	研修において取得した資料	土地改良区等検査制度の概要	全部	(1)	4号
		土地改良区の会計経理	全部	(2)	4号
		検査実務（Ⅰ）	全部	(3)	4号
		検査実務（Ⅱ）	全部	(4)	4号

		検査実務（演習Ⅰ）	全部	(5)	4号
		検査実務（演習Ⅱ）	全部	(6)	4号
公文書6 平成27年度協同組合 検査職員会計等 基礎研修報告書	報告書		外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(1)	2号 4号
	研修 にお いて 取得 した 資料	平成27年度協同組合 検査職員会計等基礎 研修しおり	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(2)	2号 4号
			携帯電話番号	(3)	4号
	J A等の簿記演習		外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(4)	2号 4号
			(4)を除く全部	(5)	2号 4号
	法人税の仕組みと法人税申告書の読み方		外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(6)	2号 4号
			(6)を除く全部	(7)	2号 4号
	経営分析の基礎		外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(8)	2号 4号
			(8)を除く全部	(9)	2号 4号
	J A等の会計学		外部講師（公認会計士）氏名	(10)	2号 4号
			J A等の会計学	(11)	2号 4号
	実践的資産査定（理論編）		「実践的資産査定（理論編）」、「資料1-1」～「資料3-10」、「演習問題1」～「演習問題3：PLのトレンド検証」、「演習問題1の回答」及び「演習問題2の回答」の全	(12)	4号

			部		
		実践的資産査定（模擬演習編）	全部	(13)	4号
公文書7 平成27年度検査職員金融・会計研修報告書	報告書		外部講師（NPO法人職員、農林中央金庫職員）氏名	(1)	1号 4号
			外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(2)	2号 4号
	研修において取得した資料	研修のしおり	外部講師（NPO法人職員、農林中央金庫職員）氏名	(3)	1号 4号
			外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(4)	2号 4号
			庁舎1階平面図及び3. 施設案内図の一部	(5)	4号 5号
	平成27年度検査職員金融・会計研修総合テキスト		庁舎1階配置図及び施設案内図の一部	(6)	4号 5号
			教務指導官のメールアドレス	(7)	1号 4号
			教務指導官の経歴	(8)	1号 4号
	近時の経済傾向と証券投資の知識		外部講師（NPO法人職員）氏名	(9)	1号 4号
			(9)を除く全部	(10)	2号 4号
	市場リスク管理態勢の検証に係る留意点		「系統金融機関の特徴について」及び「市場リスク研修 練習問題」の全部	(11)	4号
			「債券運用基礎」の全部	(12)	3号 4号
	退職金給付会計と監査上の留意点		外部講師（公認会計士、税理士）氏	(13)	2号 4号

		名			
		(13)を除く全部	(14)	2号 4号	
	法人税の仕組みと申告書作成演習	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(15)	2号 4号	
		(15)を除く全部	(16)	2号 4号	
	金融商品会計・減損会計と監査上の留意点	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(17)	2号 4号	
		(17)を除く全部	(18)	2号 4号	
	税効果会計と監査上の留意点	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(19)	2号 4号	
		「税効果に係る会計基準」、「問1」～「問3」、「解答用紙問1」～「解答用紙問3」及び「解答問1」～「解答問3」の全部	(20)	2号 4号	
	系統における主な資金運用とその特徴	外部講師（農林中央金庫職員）氏名	(21)	1号 4号	
		(21)を除く全部	(22)	2号 4号	
公文書8 平成28年度検査職員基礎研修報告書	報告書	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(1)	2号 4号	
	研修 において 取得 した 資料	平成27年度検査職員基礎研修しおり	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(2)	2号 4号
			携帯電話番号	(3)	4号
		農林水産省の検査について	全部	(4)	4号
		検査員の業務とその心構え	全部	(5)	4号

		検査実務・検査の手順	「検査実務・検査の手順」の全部	(6)	4号
		農協の信用事業	全部	(7)	4号
		系統金融検査マニュアル入門	全部	(8)	4号
		農協の共済事業について	「検査実務（農業協同組合編・共済事業）（本編）」の全部	(9)	4号
			「検査実務（農業協同組合編・共済事業）（参考資料編）」の全部	(10)	2号 4号
		農協の経済事業について	「検査実務（農業協同組合編・経済事業）」の全部	(11)	4号
		簿記の基礎	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(12)	2号 4号
			(12)を除く全部	(13)	2号 4号
		会計伝票と帳票の見方	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(14)	2号 4号
			(14)を除く全部	(15)	2号 4号
		経営分析の基礎	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(16)	2号 4号
			(16)を除く全部	(17)	2号 4号
公文書9 平成28年度検査職員資産査定実務研修復命書	研修	平成28年度検査職員資産査定実務研修し	携帯電話番号	(1)	4号
	取得した資料	資産査定実務総論(信用)	「資産査定実務総論（信用）」の全部	(2)	4号
		資産査定実務各論(信	全部	(3)	4号

		用)			
		系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕	「系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕」、「系統金融検査マニュアル再入門」及び「演習問題(解答)」の全部	(4)	4号
		償却・引当の算定	全部	(5)	4号
		自己資本比率の算定と不良債権の開示	全部	(6)	4号
		「事例研究・発表Ⅰ」～「事例研究・発表Ⅲ」	「事例研究(1)」～「事例研究(9)」及び「検証結果メモ(1)」～「検証結果メモ(9)」の全部	(7)	4号
			「資産査定に関する実務事例<手引き編>【第2分冊】」及び「貸出条件緩和債権の判定基準」の全部	(8)	2号 4号
		事例研究の総括	全て	(9)	4号
公文書10 平成28年度協同組合検査職員アップ・トゥ・ディット研修報告書	報告書		外部講師(弁護士、税理士、公認会計士)氏名	(1)	2号 4号
	研修において取得した資料	平成28年度協同組合検査職員アップ・トゥ・ディット研修しおり	外部講師(弁護士、税理士、公認会計士)氏名	(2)	2号 4号
			携帯電話番号	(3)	4号
		検査リーダーの役割	全部	(4)	4号
		金融関係の法令遵守態勢の現状	全部	(5)	4号
		「組合等組織運営に	外部講師(弁護士、	(6)	2号

		「おける法務課題」第1講	税理士) 氏名 (6)を除く全部	(7)	4号 2号 4号
		「組合等組織運営における法務課題」第2講	外部講師(弁護士、税理士) 氏名	(8)	2号 4号
			(8)を除く全部	(9)	2号 4号
		近時の会計に関する留意点	外部講師(税理士、公認会計士) 氏名	(10)	2号 4号
			(10)を除く全部	(11)	2号 4号
農協法改正における共済事業に係る改正事項について	「農協法改正における共済事業に係る改正事項」の全部	(12)	4号		
公文書11 平成28年度土地改良区等検査職員研修復命書	研修において取得した資料	研修のしおり	庁舎1階平面図及び3. 施設案内図の一部	(1)	4号 5号
		平成28年度土地改良区等検査職員研修総合テキスト	庁舎1階配置図、施設案内図の一部	(2)	4号 5号
			教務指導官のメールアドレス	(3)	1号 4号
			教務指導官の経歴	(4)	1号 4号
		土地改良区等検査制度の概要	全部	(5)	4号
		検査実務	全部	(6)	4号
		検査実務(Ⅰ)	全部	(7)	4号
		検査実務(演習Ⅰ)	全部	(8)	4号
		検査実務(Ⅱ)	全部	(9)	4号
検査実務(演習Ⅱ)	全部	(10)	4号		
公文書12 平成28年度協同組合検査職員中堅研修報告書	報告書	外部講師(大学院教授、農林中央金庫職員) 氏名	(1)	1号 4号	
		外部講師(公認会計士、税理士) 氏	(2)	2号 4号	

		名		
研修 にお いて	平成28年度協同組合 検査職員中堅研修し おり	携帯電話番号	(3)	4号
取得 した 資料	粉飾決算の事例研究	外部講師（公認会 計士、税理士）氏 名	(4)	2号 4号
		「粉飾決算の事例 研究」の全部	(5)	2号 4号
	不祥事防止態勢の作 り方～講義～	外部講師（大学院 教授）氏名	(6)	1号 4号
		「平成16年度農林 水産省アンケート 集計表」、「平成18 年度農林水産省高 等研修アンケート 集計票」、「平成26 年度団体検査にお ける「不祥事案リ スクの掘り出しの 検査上のコツ」、 「平成27年度団体 の検査をする際に 不祥事案を見つけ 出すにはどうした らよいのか（検査 上のコツ）」及び 「団体の検査をす る際に不祥事案を 見つけ出すにはど うしたらよいのか （検査上のコツ）」 の全部	(7)	4号
		「判決の写し」の 全部	(8)	2号 4号
	不祥事防止態勢の作 り方～グループワー クショップ～	全部	(9)	4号

		J Aバンク基本方針とその実績	外部講師（農林中央金庫職員）氏名	(10)	1号 4号
			(10)を除く全部	(11)	2号 4号
		中堅検査員の業務とその心構え	全部	(12)	4号
公文書13 平成28年度協同組合検査職員会計等基礎研修報告書	報告書		外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(1)	2号 4号
	研修 において 取得 した 資料	平成28年度協同組合検査職員会計等基礎研修しおり	携帯電話番号	(2)	4号
		J A等の会計学	外部講師（公認会計士）氏名	(3)	2号 4号
			「J A等の会計学」の全部	(4)	2号 4号
		実践的資産査定（理論編）	全部	(5)	4号
		実践的資産査定（模擬演習編・総括）	全部	(6)	4号
		J A等の簿記演習	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(7)	2号 4号
			(7)を除く全部	(8)	2号 4号
		法人税の仕組みと法人税申告書の読み方	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(9)	2号 4号
			(9)を除く全部	(10)	2号 4号
		金融モニタリングの現状	全部	(11)	4号
		会計学（管理会計を中心に）	外部講師（公認会計士、税理士）氏名	(12)	2号 4号
			(12)を除く全部	(13)	2号 4号